

公益財団法人 埼玉県産業文化センターに関する情報公開

1 作成日・作成担当課

作成年月日 令和5年9月8日
作成担当課 埼玉県 産業労働部 産業労働政策課 電話番号 (048) 830 - 3726

2 出資法人の名称

出資法人の名称 公益財団法人 埼玉県産業文化センター 代表者 理事長 加藤 喜久雄
主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 電話番号 (048) 647 - 4161
設立年月日 昭和 6 2 年 5 月 1 日 ホームページアドレス <https://www.sonic-city.or.jp/>

3 基本財産等・埼玉県の出資割合

基本財産等の金額 150,000 千円 (埼玉県の出資割合 33.3 %)

4 事業内容

- 産業の振興及び地域社会の興隆のための各種会議、見本市、展示会、催物等の企画、誘致及び運営に関する事業。
- 県民の文化的向上のための演劇、音楽会その他の文化事業の企画、誘致及び運営に関する事業。
- 地域社会の国際化を促進するための各種会議、催物等の企画、誘致及び運営に関する事業。
- 産業の振興及び地域社会の興隆、県民の文化的向上並びに地域社会の国際化の促進のための施設の貸付に関する事業。

5 財務状況(詳細は、各出資法人のホームページを御覧ください。)

貸借対照表	項目	金額(千円)			損益計算書	項目	金額(千円)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	資産	1,198,227	1,109,000	1,097,891		総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	1,083,814	1,028,770	1,100,122
	負債	413,622	383,725	437,252		(うち埼玉県からの補助金・委託金)	(276,214)	(218,306)	(130,289)
	(うち有利子負債)					経常損益	▲ 102,353	▲ 68,564	▲ 122,676
	純資産(資本)	784,605	725,275	660,639		当期損益	▲ 121,114	▲ 59,330	▲ 64,636
	累積欠損金					減価償却前当期損益	▲ 103,645	▲ 42,858	▲ 49,790

6 常勤役員数 (令和5年4月1日現在)

役員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	役員平均年齢	職員数 (うち県派遣職員数・県退職者数)	職員平均年齢
1名 (県派遣 1名)	58歳	19名 (県派遣 1名、県OB 0名)	43.5歳

7 常勤役員の報酬・給与に関する状況(令和4年度決算)

常勤役員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考	常勤職員の平均年収	支給実人数 (うち県派遣)	備考
11,009千円	2名 (2名)		6,538千円	18名 (1名)	

8 出資法人への埼玉県の関与の状況

(1) 公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ 損失補償契約に伴う金利軽減額				
⑤ その他()				
合計				—

(参考) 委託料 276,214 218,306 130,289 ホール管理受託料(設備等点検整備受託)、パスポートセンター・国外運転免許センター施設管理受託、指定管理委託料

(2) 公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高				
③ 出資金	50,000	50,000	50,000	基本財産出えん金総額
合計	50,000	50,000	50,000	—

9 埼玉県による検査・監査

- 令和5年7月28日に産業労働政策課による業務運営等に関する検査を実施。

10 その他の特記事項

令和5年4月1日現在の常勤役員は1名のため、役員の平均年齢は個人情報に該当する非開示情報だが、本人の同意を得て記載している。

○ 公益法人については、「5. 財務状況」の各欄は公益法人会計基準により、次のとおり読み替えて計上しています。

<貸借対照表> 資本→正味財産の部合計

累積欠損金→正味財産の部合計

<損益計算書> 損益計算書→正味財産増減計算書及び収支計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→旧基準:総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目)) 新基準:総収入(=経常収益計+経常外収益計)

経常損益→旧基準:当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額) 新基準:税引前当期経常増減額

当期損益→旧基準:当期正味財産増減額 新基準:当期一般正味財産増減額

減価償却前当期損益→減価償却を行っている場合は、当期損益に減価償却費を加えた額